

公益認定等委員会 だより

第8号(その15)

平成24年

7月2日発行



岩手県大船渡市で「アリスのコンサート」を上演((公財)ニッセイ文化振興財団)

震災を機に、日本においても寄付やボランティア活動などの取組みが、これまで以上に活発化してきました。今号では新たな寄付の形として注目されているフاندレイジングについてご紹介しておりますので、是非ご覧ください。

<目次>

- P2 インターネットを活用した寄付
開拓方法 ～世界最大の寄付
サイト「ジャストギビング」の実
践例から～
- P6 公益法人活動紹介
・⑫公益財団法人ニッセイ文
化振興財団
・⑬公益財団法人常盤同郷会
- P5 税額控除制度について
- P9 定期提出書類等の作成・備え
置き・提出のお願い
- P10 申請サポートに関する情報

内閣府への申請状況 (平成24年6月30日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	1727	127	1501	99
移行認可	1312	144	1121	47
新規認定	147	29	98	20

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

インターネットを活用した寄付開拓方法 世界最大の寄付サイト「ジャストギビング」の実践例から (一般財団法人ジャスト・ギビング・ジャパン 代表理事 佐藤 大吾)

公益法人のために126人が3300万円以上の寄付を集める。

「今世界中から日本の冷静な対応が驚きを持って見られています。日本の底力に世界中が驚いています。ぜひ日本が一つになって、この災害を乗り越えましょう。」

東日本大震災発生直後、そう呼び掛けたのは元陸上選手の為末大さんだ。余震が続き、ガソリンも不足する中、「かえって迷惑になるから」と現場に駆けつけたい気持ちをぐっと抑え、「現場に行かなくてもできる」

ことはないか」と考えた彼は、すでに現地にて被災活動を開始していた公益社団法人シビックフォースのために、ネット上から寄付を募ることができるサービス「ジャストギビング」を通じて、国内外に向かって寄付を呼びかけた。

反応は早かった。彼の呼び掛けに応じて多くの寄付が集まった。それだけではない。「私も寄付を集めます！」と為末さんに続き、126人もの人がジャストギビングを使って寄付を呼び掛け、約半年の間に3664人から3353万6400円の寄付が公益社団法人シビックフォースに寄せられた。

JustGiving Japan ファンドレイジング・サイト

新規登録 ログイン よくある質問

ホーム JustGivingとは? チャレンジ一覧 支援先団体 Myページ

初めての方へ

検索

東北地方太平洋沖地震の救済支援します

日本語 QuickGuide

TEAMJAPANのチャレンジ

このチャレンジは「チームでの参加」です。あなたもこのチームに参加することができます。チーム制になることで、チームメンバーとの交流をしながらチャレンジをすることが出来ます。仲間同士で支援の輪を広げましょう! チームとは?

代表者

メンバーが集めた金額

為末大さん このチャレンジに寄付する
現在 **8,358,100円** の寄付を集めています

大神/竹内/志村さん このチャレンジに寄付する
現在 **3,216,000円** の寄付を集めています

松下浩二さん このチャレンジに寄付する
現在 **2,117,000円** の寄付を集めています

チームの合計金額 **33,536,400円**

チームの参加人数 **126人**

チームの寄付件数 **3,664件**

一緒にチャレンジする

為末大さんが寄付を呼び掛けたジャストギビングのページ <http://justgiving.jp/c/1676>

世界最大の寄付仲介サイト「ジャストギビング」

たくさんの人から寄付を集めるためにはネットの活用が有効である。英国で生まれた世界最大の寄付仲介サイト「ジャストギビング」は2010年3月に日本でサービスを開始。以来約2年間に於いて寄せられた寄付は、登録している661の非営利団体に対して約9億円にのぼる。そして、そのうち約7億円がわず

か39団体にしかすぎない公益法人に寄せられている。ジャストギビング全体の80%の寄付が6%の公益法人に集中しているという計算だ。

平成23年の税制改正では寄付控除対象団体になるために必要なパブリックサポートテスト(PST)の要件が大幅に緩和された。従来の要件をクリアするか、3000円の寄付を100人から受けるか、どちらでも大丈夫ということになった。但し、寄付者の氏名や住所の

ない寄付はPSTにカウントされないため、ジャストギビングでは寄付者側の承諾を確認したうえで、寄付者名簿を寄付先である非営利団体に提供している。寄付控除対象団体になれば、寄付先として選ばれやすい団体になるため、非営利団体の皆様にはぜひジャストギビングを活用し、PSTクリアにチャレンジして頂きたい。

ジャストギビングの仕組みは、寄付者がジャストギビングを通じて非営利団体に寄付した場合、1円の手数料も引かずに全額非営利団体に引き渡される。もしも公益法人などの寄付控除対象団体に寄付した場合、寄付者は寄付した全額分の領収書を受け取ることができるため、確定申告時に税務署へ提出すれば控除を得ることができる。

ジャストギビングの活動費は、システム利用料として受け取った寄付の10%と、クレジットカードや銀行などの決済手数料を、非営利団体に支払っていただくことで賄っている。通常、非営利団体がネットで寄付を集めるためには、システムを開発したり、クレジットカード会社へ加盟したりといったコストが必要であるが、ジャストギビングを活用する場合、登録には一切費用がかからない。もしもまったく寄付が集まらない場合は支払いが不要なのである。

協力者には「寄付してもらう」のではなく、「寄付を集めてもらう」

寄付がほしいと思っていても、ただ待っているだけでは寄付はやってこない。もちろん自ら集めに行かなければならないのだが、寄付を頼めるような協力者の数にも限界がある。

そこで、非営利団体の皆さんには、貴重な協力者に対して寄付ではなく、「寄付を集めてもらえないか？」と相談することを提案したい。ジャストギビングのデータによると、1回に行う寄付は平均3000円。それに対してひとりが集める寄付は平均3万円である。ひとりの協力者が自分の友達10人から3000円ずつの寄付を集めてくれる。何か役に立ちたいと思ってくれている協力者に対して、寄付してもらうのではなく、寄付を集めてもらうことを依頼すると、金額、人数ともに実に10倍の効果につながるのだ。

団体のパンフレットに「寄付のお願い」とともに振込口座を記載したり、口座振替の用紙を添付するケースはよく見受けられるが、「寄付を集めてください」と書かれていることは少ない。団体のホームページの「寄付はこちら／Donate now!」というボタンを見つけることは多いが、「寄付を集めてください／Start Fundraising!」というボタンを見つけることはほとんどない。企業に対して寄付をしていただく相談は、多くの非営利団体が行っているが、「社員に寄付を呼び掛けていただけませんか／社員にも寄付を集めていただけませんか」と相談しているケースはほとんどないのではないだろうか。

社会の問題を解決するという非営利活動の本質は、「ひとりひとりの心に火をともしていく活動」といえる。ひとりでもたくさんの方を笑顔にするためにお金が大切なのは言うまでもないが、協力してくれる人の数を増やすことも非営利団体における大切な役割なのである。JustGivingでは非営利団体に対して随時、活用方法の説明会を実施している。関心を持って頂けると幸いです(ジャストギビングへの団体登録等、詳しい情報はこちら <http://justgiving.jp/>)。

	寄付金額	チャレンジャー (単位:人)	寄付件数	登録団体数
ジャストギビング全体合計	¥894,266,272	4976	83258	661
うち公益法人合計	¥709,633,151	2415	59229	39
公益法人の割合	79.4%	48.5%	71.1%	5.9%

ジャストギビング上の寄付金額 (出典:ジャストギビング、2012年6月12日現在)

ジャストギビングを活用して(公益社団法人シビックフォース)

2011年3月11日の東日本大震災発生直後から、Just Givingのサイトを通じて多大なるご寄付をいただき、合計5万人もの寄付者の皆様の志と心温まるメッセージは、私たちの活動の原動力となっています。

東日本大震災にあたり、Civic Forceは計540品目380トンの緊急支援物資を調達・配達したほか、手作り風呂の設営や離島住民の生活を助けるカーフェリー就航事業、NPOとのパートナー協働事業など多様な活動を続けてきました。2009年に国内の大規模災害を想定して立ち上がったCivic Forceにとって、今回の支援は初のミッションでしたが、これほど大規模な活動が実現できたのは、Just Givingを通じた寄付者をはじめとする皆様のおかげです。皆様の志を被災地に届けることも私たちの役割だと感じつつ、引き続き活動していきます。

～公益財団法人ニッセイ文化振興財団～ (内閣府認定)

ニッセイ文化振興財団とは

当財団は、今年で49年目を迎える小学6年生無料招待の「ニッセイ名作劇場(これまで746万人を招待)」、中高生に本格的なオペラを低廉な料金で提供する「オペラ教室(今年で33年目、32万人観劇)」、夏休みに親子で楽しんで頂く「ファミリー・フェスティバル(同20年目)」等を東京の日生劇場をベースに上演するとともに、舞台を支える裏方さんを顕彰する「ニッセイ・バックステージ賞(同18年目)」や舞台技術者の育成・支援を目的とする「舞台フォーラム(同19年目)」を運営するなどして、舞台芸術の振興に努めています。

東日本大震災の被災地にて

東日本大震災で被災した子どもたちが、舞台芸術に触れることで少しでも元気になって欲しいとの願いを込め、昨年から被害の大きかった岩手県・宮城県・福島県で、前記「ファミリー・フェスティバル」に縁のある作品である「人形劇団ひとみ座の人形劇」と「アリスのコンサート」を上演しています。

昨年は震災後日も浅く、被災した方々の迷惑とならない受入先探しが非常に難しかったものの、色々な方々のご厚意があり、5月に宮城県亘理町の児童センターや避難施設となっている石巻市・女川町の小学校の教室で人形劇、6月に大船渡市・気仙沼市の小学校の体育館と宮城県七ヶ浜町のホールでコンサートを上演。10月は放射能の影響で屋外での活動を制限された子どもたちへと、郡山市・いわき市・福島市の児童センターで人形劇を上演しました。合計9回の公演で約1600名の子どもたちが笑顔で迎えてくれました。



人形劇団ひとみ座の人形劇の様子(宮城県亘理町)

「人形劇」は、4人の演者が人形を操りながら、子どもたちのすぐ脇を右へ左への大活劇で、子どもたちも大はしゃぎ。終演後は、切り紙のワークショップを開催。子どもたちが封筒、ハサミやペンを使って可愛いネズミを作ってくれました。

「コンサート」は、不思議の国のアリスに扮したソプラノ歌手の鶴木絵里さんが進行役を務め、観客が歌や手拍子で物語に参加して、一緒に創り上げていくもの。アリスと仙台フィルハーモニーの管弦楽ユニットが、クラシックの名曲、オペラのアリアや皆と一緒に歌える曲など、元気いっぱいの音楽をお届けしました。最後には、予想もしていなかった「アンコール」の声。皆が楽しんでくれたお陰で、こちらも感激しました。また、このコンサートでは、仙台フィルの他、照明・音響も被災地の方々へお願いし、仕事が少なくなった舞台関係者へのささやかな支援ともさせて頂きました。



アリスのコンサートの様子(宮城県気仙沼市)

今年も

「また、来てね」と言う子どもたちの声が耳に残り、今年も5月に「アリスのコンサート」、6月に「人形劇」を岩手県・宮城県・福島県で合計6回公演し、約2400名の子どもたちを招待してきました。昨年のご縁を大切に、大船渡市・気仙沼市の小学校では2年連続の公演となりました。地元の方によれば、舞台関係者の訪問が、昨年に比べて少ないとのこと。当財団が出来ることには限りがありますが、これからも一人でも多くの子どもたちに会える様努めて参ります。

～公益財団法人常盤同郷会～ (愛媛県認定)

公益財団法人常盤同郷会は平成22年4月1日、愛媛県から移行認定(第1号)をいただいた青少年育英を目的とする団体です。本部地は、NHKテレビドラマ「坂の上の雲」の主人公、兄・秋山好古と弟・秋山眞之の生誕地です。

常盤同郷会の歴史は古く、明治時代に創設された2つの団体に遡ります。1つは、旧松山藩主・久松家が作った松山藩士子弟が東京で勉強するための学生寮「常盤会寄宿舍」で、正岡子規など著名人がこの寮から輩出しました。秋山好古も、陸軍中將の多忙な身で寮の第3代目監督を務めています。もう1つは、秋山眞之が松山中学校の同級生とともに明治21年、松山の青少年育英を目的として結成した団体「松山同郷会」です。この2つを統合する形で昭和28年、財団法人常盤同郷会が誕生し、常盤会寄宿舍は「常盤学舎」と名称を変更して昭和30年、東京都東久留米市に復活され、現在も続いています。

公益財団法人常盤同郷会の公益事業は次の3種類です

(公益事業1)

- ①体育の補導: 青少年に柔道と合気道を各々週3回教えています。
- ②表彰: 常盤同郷会賞 戦前の「久松賞」の伝統を受け継ぎ、愛媛県中予地区の高校29校を対象に、成績優秀で福祉活動にも優れた生徒(1人～2人)の推薦を踏まえて卒業式に授与しています(23年度実績: 23校より25人)。



△本部地内道場で柔道(左)と合気道の稽古

(公益事業2 秋山兄弟人物博物館)

全国から約1億円の募金をいただき平成17年1月、秋山兄弟の生家や銅像を復元。年間約4万人近い見学者があり、このうち青少年は入場無料とし約7千人に秋山兄弟の研修をしています。一方、ボランティアガイド17人の協力を得て、来館者に説明し好評です。眞之の銅像は、成績向上を願う人のパワースポットとして大人気です。



△眞之の胸像は成績向上を願う生徒に大人気

(公益事業3 学生寮「常盤学舎」)

現在寮生は19人いますが、共同生活での協調性や自律心を身につけるように導いています。また、個人の資質向上のため、常盤会寄宿舍以来の伝統である月例寮生会でのスピーチや研究発表をさせています。その一方、友情をはぐくむ機会を増やし、早朝野球大会、餅つき大会、年1～2回の日帰り旅行などを行います。

これら寮の行事や運営管理の一切を取り仕切っているのが、常駐している舎監です。舎監夫人の協力も得ており、舎監の存在はまさに寮運営の要といえます。



△学生寮・常盤学舎の外観(左)と和やかな月例寮生会

◎常盤同郷会の詳細は、ホームページ「秋山兄弟生誕地」をご覧ください。

<http://www.akiyama-kyodai.gr.jp/>

本 部 愛媛県松山市歩行町2-3-6(秋山兄弟生誕地)
東京・学生寮 東京都東久留米市中央町1-18-17 常盤学舎

活動を紹介したい公益法人を募集しています！

内閣府では、リニューアルした「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人(※1)を公募しています。下記応募手続き等を確認の上、是非ご応募ください！！

(応募手続き)

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上ご応募ください。

(留意事項)

- (※1) 特例民法法人、一般法人は原則対象ではありませんが、公益法人の活動に有益と考えられる取組など「公益認定等委員会だより」で紹介したいと考えられるものがあれば、個別に御相談を承ります。
- (※2) 掲載記事については、原則対象法人に作成いただき、公益認定等委員会事務局と調整の上、確定することとなります。なお、作成いただく記事の分量は1ページ程度となります。
- (※3) ご紹介する法人は毎月2法人程度を予定しており、ご希望に沿えないことがあります。
- (※4) 大臣、公益認定等委員会の委員や事務局職員が法人活動の現場訪問をさせていただく可能性があります。

(本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

TEL：03-5403-9528、9533、9524 e-mail: koueki-info@cao.go.jp

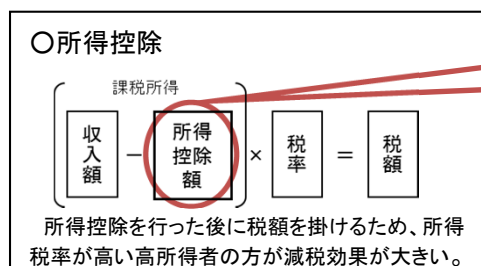
税額控除制度について

導入から1年が経ち、多くの法人にご活用いただいています！

平成23年度税制改正において、従来からの所得控除制度に加えて、PST要件を満たす公益社団・財団法人への個人からの寄付に関する税額控除制度が導入され、現在までに多くの法人から申請いただき、証明書を発行しています。

税額控除制度の導入により、寄附金収入・寄附者数の増加が見込まれるため、引き続き多くの法人にこの制度を活用していただきたいと思います。

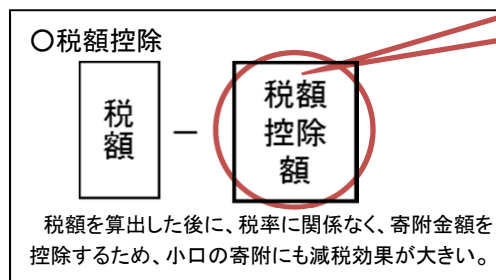
○寄附者のメリット ⇒ 小口の寄附者にとって減税効果大きい。



(寄附金額－2千円)
※所得金額の40%相当額が限度

(寄付金額－2千円) × 40%

(注1) 寄附金額が総所得額の40%に相当する金額を超える場合は、40%に相当する額
(注2) 控除額は所得税額の25%が限度



(例) 所得500万(全給与所得者の10%)の者が1万5千円を公益法人に寄附した場合

○所得控除の場合の減税効果: **2,600円**

○税額控除の場合の減税効果: **5,200円** ← 減税効果が倍増(2,600円)！

○法人のメリット ⇒ 寄附金収入・寄附者数の増加が見込まれます。

申請手続きも簡単です！

税額控除の対象となるためには、PST要件(※)と情報公開条件を満たしていることが必要です。PST要件は法人が市民からの寄附によって運営が支えられていることに着目した基準です(賛助会費等も、義務的でなく、かつ、対価性がないものである場合には、寄附金と同等に扱うことが可能です)。

公益法人information上での電子申請が可能です。ぜひご利用ください。

詳しくは、「税額控除に係る証明～申請の手引き～」を公益法人informationに掲載しておりますので、そちらを御参照ください(「認定・認可された法人の皆様へ」に案内を掲載しています)。

※PST要件とは

○実績判定期間において、以下のいずれかの要件を満たしている必要があります。

<要件1> 年に3000円以上寄附をした寄附者が各年平均で100人以上いること。

<要件2> 経常収入金額に占める寄附金等収入の比率が1/5以上であること。

※ 実績判定期間とは、直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

※ 平成23年～25年の申請においては、2事業年度とすることもできます。

また、設立から間もなく、これまでの事業活動期間が5年間に満たない法人は、設立の日から直前に終了した事業年度の終了日までの間で判定を行います。

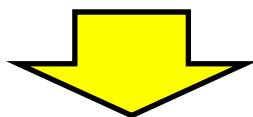
税額控除の証明は、早ければ2週間程度で発行が可能です。

寄附者・法人の双方に効果の大きい税額控除制度をこの機会にぜひご活用ください。

よくある質問への回答

公益認定等委員会には、新公益法人制度について様々な問い合わせが寄せられています。今回は、行政庁から認可を受けた移行法人が公益目的支出計画等を変更する場合に必要な手続（変更認可申請・変更届出）について説明します。

【質問】行政庁から認可を受けた移行法人が変更認可又は変更届出の手続きを行わなければならないのはどのような場合ですか。



【回答】

変更認可又は変更届出の手続きを行わなければならないのは以下の場合です。

☆変更認可が必要な場合

- (1) 公益目的事業、継続事業、特定寄附の内容の変更
- (2) 公益目的支出計画の完了予定年月日の変更(完了予定年月日に完了しなくなることが明らかであるもの)

☆事前の変更届出が必要な場合

- (1) 多額の借入れ等や資産運用方針の大幅な変更などを行うことによる収支の見込みの変更

☆事後の変更届出が必要な場合

- (1) 法人の名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更
- (2) 公益目的事業又は継続事業を行う場所の名称又は所在場所のみの変更
- (3) 特定寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在場所のみの変更
※特定寄附の相手方自体について変更する場合は、
特定寄附の内容の変更として変更の認可を受ける必要があります。
- (4) 各事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額の変更
(公益目的支出計画が完了予定年月日に終了することが見込まれる場合)
※ただし、この場合は、移行法人はその事業年度の公益目的支出計画実施報告書に当該変更があった旨を明示して提出すれば足ります。
- (5) 合併の予定の変更又は当該合併がその効力を生ずる予定年月日の変更
- (6) 定款で残余財産の帰属に関する事項を定めたとき又はこれを変更したとき
- (7) 定款で移行法人の存続期間若しくは解散の事由を定めたとき又はこれらを変更したとき
- (8) 実施事業を行うに当たり必要な許認可等の変更
※ただし、移行認可の申請時に記載した許認可等について、当該許認可等に有効期限がある場合における、更新の届出は不要です(その場合は、公益目的支出計画実施報告書を提出する際に、更新後の許認可証の写しを提出してください。)

定期提出書類等の作成・備え置き・提出のお願い

事業報告書等については、国民に対して、法人運営の透明性を確保し、その説明責任を果たすために大変重要な書類であることから、事務所への備え置きと行政庁への提出が義務付けられています。3月で事業年度が終了する法人におかれましては、本年は6月30日が土曜日であることから7月2日が提出の期限となりますので、まだ提出されていない法人におかれましては至急提出をお願いいたします。

なお、本年4月1日に一般法人に移行された法人におかれましては、公益目的財産額の確定の手続きに必要な書類の提出期限も7月2日までとなりますので、よろしくお願いいたします。

事業年度が3月末で終了する法人の皆様

(本年4月以降に移行された法人は、移行後最初の事業年度が終了する来年3月以降に対応が必要となります。)

○公益法人は「事業報告等」の作成・備え置き・行政庁への提出が必要となります。

「事業報告等」

財産目録、役員等名簿、役員報酬等の支給基準を記載した書類、キャッシュフロー計算書（会計監査人設置法人のみ）、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿（公益社団法人のみ）、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、監査報告・会計監査報告（会計監査人設置法人のみ）等

○公益目的支出計画実施中の一般法人は「公益目的支出計画実施報告書等」の作成・備え置き・行政庁への提出が必要となります。

「公益目的支出計画実施報告書等」

公益目的支出計画実施報告書、同報告書の監査報告、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、監査報告・会計監査報告（会計監査人設置法人のみ）等

上記の書類は、**毎事業年度経過後3か月以内に作成し行政庁に提出**することが必要となります。

本年4月1日に一般法人に移行された皆様

一般法人に移行された法人におかれましては、**移行の登記の日から3カ月以内**に、移行の登記の日の前日を算定日とし、公益目的財産額を再度算定した上で貸借対照表及びその附属明細書等の必要書類を認可行政庁に提出する必要があります。

なお、提出後、行政庁で内容を確認し、誤りがないと認めた場合は、その旨を通知いたします。（公益目的財産額等の確定）

～留意点～

○移行の登記完了後、「登記完了届出」が行政庁に対して行われていない場合、「確定手続」を電子申請上で行うことが出来ませんので、当該届出を必ず行っていただくようお願いいたします。

○額の算定にあたっては、移行認可申請時に用いた不動産鑑定士の評価額などを確定時の算定額として用いることができます。

申請サポートに関する情報

内閣府では、以下のような各種の法人サポートを用意しています。

申請を検討されている法人におかれましては、これらもご活用いただき、早期の申請をお願いいたします。（いずれも無料でご利用いただけます。）

詳しい内容や予約方法等については、「公益法人information」をご覧ください。

なお、法人サポートの活用に当たっては、「公益認定等委員会だより（その7）」において詳しくご紹介しておりますので、そちらをご参照ください。

① 基礎的研修会の開催（要事前申込）

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説する基礎的研修会を開催しています（1回1時間半程度）。次の開催は7月12日（木）となります。

申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231 （メール）hiromi.obata@cao.go.jp

② 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。（謝金は不要です。）

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231

③ 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月月末から上旬にかけて、「公益法人information」で募集を行っています。なお、8月の窓口相談については、7月9日（水）まで募集しておりますので、相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください。（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）

（相談内容） ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

④ 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル）03-5403-9669

（時間）平日10時～16時45分

⑤ 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。

今年度は、7月18日（水）に東京、7月26日（木）及び7月27日（金）に宮城で開催します。今後も地方での開催のさらなる充実を予定しています。

申込み方法等については、決まり次第、随時「公益法人information」でお知らせしますのでご覧ください。（応募多数の場合はご参加いただけない場合があります。）